

## 柳川市商工会設立委員会規程

### (目的)

第1条 この委員会は、合併の議決をした三橋町商工会と大和町商工会において、その合併契約に基づく新商工会の設立に関する一切の事項について協議することを目的とする。

### (名称)

第2条 この委員会は、柳川市商工会設立委員会という。

### (構成)

第3条 この委員会は、商工会法第52条の5の規定に基づき、次の商工会から選出された設立委員をもって構成する。

三橋町商工会 3人

大和町商工会 3人

### (委員長等の選任)

第4条 この委員会に委員長1名および副委員長1名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の中から選出する。

### (議事)

第5条 この委員会は、設立委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、決議することができない。

2 この委員会の議事は、出席している委員の2分の1以上によって決するものとする。

3 この委員会の議長は、委員長をもってあてる。

### (議事録)

第6条 この委員会は議事録を作成し、出席した委員全員が署名する。

### (業務)

第7条 この委員会は、商工会法第52条の5の規定および合併契約書に基づき下記事項を処理する。

(1) 定款、規約、諸規定の作成

(2) 役員を選任

(3) 事業計画の作成

(4) 合併認可申請の手続き

(5) その他設立に必要な事項

(意見聴取)

第8条 この委員会に必要なあるときは、学識経験者その他必要な者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(収支予算)

第9条 この委員会の収支予算は別に定める。

(事務局)

第10条 この委員会の事務局は三橋町商工会に置く。

(解散)

第11条 この委員会は合併の認可があったときは、直ちに新商工会に事務引継ぎを行い解散する。

(その他)

第12条 本規程で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規程は各商工会の総会で議決された日から施行する。
2. この規程は新商工会に対する設立事務の引継ぎの完了によって廃止する。